

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第四課

1. 案件名 (国名)

国名：ネパール国

案件名：貧困農民支援 (2KR)

The Food Security Project for Underprivileged Farmers

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業セクターの現状と課題

ネパールでは農業のGDPへの貢献は4割程度であるが、総人口の6割強が従事している。一方、ネパール国は南アジアの国の中でも農業生産性が低く、その理由として、肥料などの農業資材が不足していることが挙げられている。施肥量の増加によって生産性が向上することが見込まれるものの、ネパール国内では肥料がほとんど生産されておらず、需要は輸入により賄われている。このため、ネパール国では慢性的な肥料の不足状態が続いており、価格も周辺諸国に比べ割高となっている。更には、密輸入品や古い肥料を混ぜた粗悪品が市場に出回っており、施肥を行っても十分な効果が得られないという問題も発生している。このような状況も一因となって、同国における基礎食糧の生産性は低い。

(2) 当該国における農業セクターの開発政策における本事業の位置づけ

ネパール政府は2010年7月までの暫定3カ年計画において、「貧困と失業を削減し、持続的な和平の達成を通じ、人々に生活の変化を実感させる」ことを目的とし、その戦略の一つとして「貧困削減のための幅広い経済成長の推進」を掲げており、特に農業セクターの成長を重視している。

また、2014年までの農業長期開発計画において、農業生産量を増大させ、農業セクターの成長率を向上させることを重要な政策課題とし、そのために肥料を含む農業資材の供給量の増加を図るとしている。加えて、2002年に策定された国家肥料政策においても、肥料供給量を増加させ、特に山岳部・辺境地域の農民への肥料の供給促進が目指されている。

本事業は農業生産性を向上し、生活の基盤となる食糧供給の安定化に貢献するものであり、ネパール農業セクターの開発政策に合致する。

(3) 農業セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績

我が国のネパール国に対する援助方針として、3つの援助重点分野が定められており、本案件は其中で重点分野の「地方の貧困削減」の下、「農業・農村開発プログラム」に位置づけられる。

本事業と関連する我が国の援助実績は以下の通り。

- ・ 無償「貧困農民支援 (2KR)」(肥料) 2001年度 (7.0億円、尿素及びDAP)、2002年度 (5.0億円、尿素及びDAP)、2004年度 (3.01億円、尿素)、2006年度 (3.0億円、尿素)

- ・ 無償「食糧援助 (KR)」(米) 2003 年度 (3.5 億円)、2004 年度 (3.5 億円)、2005 年度 (2.7 億円)、2006 年度 (3.0 億円)、2007 年度 (4.0 億円)、2008 年度 (6.5 億円)、2009 年度 (6.8 億円)

(4) 他の援助機関の対応

農業分野での主要ドナーは我が国の他に USAID、WB、ADB、FAO、EU、DFID 等であり、近年は SDC 等の活動も活発である。協力内容は多岐に亘るが、中でも商業的農作物、畜産物の生産性・品質向上による生計向上事業が多く展開されている (ADB、USAID、DFID、EU、WB 等)。また、ネパールでは多数の NGO が活発に活動を行っており、特に貧困地域での所得創出活動等を実施しているケースが多い。

3. 事業概要

(1) 事業の目的 (協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、農業・農村開発プログラムに位置づけられ、貧困農民を対象に、適切な肥料の投入を行うことにより、対象作物の生産性向上を図り、もって対象貧困農民の所得向上に寄与することを目的とする。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

全国 75 郡のうち 26 郡 (26 郡は何れも山岳丘陵地域)

(3) 事業概要

1) 調達の内容

DAP (二燐安) : 約 2,500 トン MOP (塩化カリ) : 約 2,500 トン

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

調達監理

(4) 総事業費/概算協力額 総事業費 4.9 億円 (日本側)

(5) 事業実施スケジュール (協力期間)

2009 年 10 月～2011 年 2 月 (協力準備調査から検収・引渡しまで)

(6) 事業実施体制 (実施機関/カウンターパート)

農業協同組合省 / 農業資材投入公社

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリー分類 C

② 影響と緩和・軽減策 特になし

2) 貧困削減促進

本案件が対象とする山岳・丘陵地域は貧困農民が多い地域であり、小規模農民・貧困農民を主要なターゲットとして優先的に販売することを予定している。

3) ジェンダー 特になし

(8) 他援助機関等との連携・役割分担 特になし

(9) その他特記事項 特になし

4. 外部条件・リスクコントロール

- ・ 対象地域への肥料運搬が治安や気象災害等の要因により妨げられない。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

- ・ 過去の案件では尿素のみを調達してきたが、尿素は比較的安価で入手しやすいこと、ネパール政府は農民にバランスの取れた施肥を呼びかけていることから、本案件ではDAP（二憐安）及びMOP（塩化カリ）を調達する。
- ・ 正規に輸入された肥料及び過去の案件で調達された肥料と、非正規ルートで輸入された低品質の肥料との価格差が大きく、販売がスムーズに進まないケースが過去にあった。このことから、ネパール政府は新たに販売基準価格を定め、年間10万トンまでは輸入価格との差額を補助する制度を創設した。本案件で調達する肥料もこの基準価格で販売される。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

山岳・丘陵地域ではコメ・コムギ等の生産性は平野部の7割程度と低く、ネパール政府の国家肥料政策において、山岳部・辺境地域の農民への肥料の供給促進が謳われている。本協力対象事業は、同政策に沿って、山岳・辺境地域を対象とし、農業生産性の向上に直結する肥料へのアクセス改善に貢献するものである。

(2) 有効性

1) 定量的効果

本協力対象事業の実施により、肥料（DAP；二憐安及びMOP；塩化カリ）が調達・販売されることで、以下の効果が見込まれる。

- ① 単位面積当たりの施肥量が増加する。
- ② 対象作物（コメ、メイズ、コムギ）の生産量が増加する。
- ③ 対象作物（コメ、メイズ、コムギ）の単収が増加する。

2) 定性的効果

- ・ 施肥による単収及び生産量が増加することによる対象農家の生活状況改善が期待できる。
- ・ 協力対象地域での食糧生産増加、及びこれによる市場における食糧価格の安定化及び抑制が図られ、貧困層の食糧へのアクセス機会が拡大する。

なお、効果の確認にあたっては以下の点に留意が必要である。

- ・ ネパール国では近年継続的（ほぼ隔年）に当該スキームによる肥料が供与され、農民に販売されている。このため、対象地域には既に当該スキームにより過去に調達した肥料を使用している農家が含まれることも想定され、その農家については、今次調達される肥料による効果のみを計ることは難しい。
- ・ 従って、効果の計測にあたっては、これまで肥料を使用していなかった、もしくは他の輸入肥料を使用していた農家を対象とする必要がある。
- ・ なお、この効果は、直接的には当該肥料が使用される作期だけに見込まれる点に留

意する。

7. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
6. (2) 1) のとおり。
- (2) 今後の評価のタイミング
 - ・ 事後評価 事業完成 3 年後

以 上